



税		金	
211	所得税	夫	妻
212			
213	住民税	夫	妻
214			
215	固定資産税		
216			
210	税金計		

社会保険料			
231	健康保険(共・短)	夫	妻
232			
237	介護保険	夫	妻
238			
235	厚生年金(共・長)	夫	妻
236			
233	雇用保険	夫	妻
234			
241	国民年金	夫	妻
242			
243		学生の子	
230	社会保険計		

私的保険料			
251	損害保険		
252	生命保険		
254	個人年金		
250	私的保険計		

家賃・地代のうち			
414	住宅ローン返済額		

●200非消費支出=210税金計+230社会保険計+250私的保険計+260その他の非消費支出
 ●住宅ローン返済のある人は、414住宅ローン返済額への記入も忘れずに。

④介護保険・損害保険・生命保険の違いは？

237と238の介護保険は40歳から徴収される公的な保険です。40歳以下の方の記入はありません。251の損害保険は「事故や災害による損害の補償を対象」とした保険。252の生命保険は「人の生命にかかわる損失を対象」とした保険です。私的な介護保険は生命保険になります。

⑤教育費はいつまで？

「教育費」は、大学・大学院卒業までの子どもにかかる費用です。卒業した子どもにかかった費用は、「交際費」になります。親の自分磨きのための習い事などは、「教養娯楽費」です。

⑥ふだんと冠婚葬祭・帰省などの交通費のあつかいは？

- 冠婚葬祭で、遠方に行った場合は、それにかかった交通費・宿泊費・お土産代なども〈おつきあい〉によって生じた支出ですから、「交際費」に入れてください。実家への帰省の交通費等は、お楽しみですから「教養・娯楽費」になります。
- 「交通費」は、日常の電車・バス代などです。子どもの通学定期や習い事・塾に行くための電車・バス代は、子どもにかかる費用ですから、「教育費」になりますが、付き添いの親の分は「交通費」。また親の会社に行く通勤定期は「職業・主婦費」です。

⑦おうちコープやカードの引き落としの日付はいつにするの？

お金の流れですので、おうちコープの引き落としやカード払いは、明細を取っておき、引き落とされた日に記入しましょう。レシートに費目分けしたメモをつけると記入時が楽！

⑧間違いやすいもの一覧

- *5月に払う自動車税は「自動車関係費」ではなく、216に「自動車税」。
- *NHK受信料は436「教養・娯楽費」。
- *年末調整や確定申告で、医療費控除を受けたら、所得税と相殺。
- *食費の内訳は任意ですが、「給食」は学校・幼稚園の給食や学校などの先生の給食費。高齢者施設での昼食は「外食」。



月		の		支		出	
200	非消費支出						
310	(1)食費計						
412	住家賃・地代						
413	費	その他					
421	水・光熱費						
423	被服費						
425	保健医療費						
427	理容衛生費						
429	交際費						
431	交通費						
432	通信費						
434	教育費						
436	教養娯楽費						
438	職業・主婦費						
441	自動車関係費						
443	その他						
400	(2)食費以外計						
300	消費支出計						
480	支出計						